

「医療法第 7 条第 3 項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」 対象診療所の取扱いについて

1 経緯

- 本県においては、「医療法第 7 条第 3 項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」（以下、「県要領」という。）において、次に該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所について、地域医療構想調整会議の議論や県医療審議会の意見聴取を経て、許可を要しない診療所として決定することとしている。
 - ① 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（平成 30 年 4 月から拡充）
 - ② 分娩を取り扱う診療所（平成 20 年 4 月～）
- 今年度、横浜地域において協議案件があり、横浜地域地域医療構想調整会議（平成 31 年 1 月 29 日開催）での議論などにおいて、今後の制度の在り方に関する意見が出されたことから、今後の対応について検討するものである。

2 横浜地域地域医療構想調整会議における主な意見

- 分娩を取り扱う診療所は、今回の案件以外にも横浜市への相談件数が多い。これらが認められると、既存病床にカウントされ、回復期・慢性期を整備したいのに、その分整備ができなくなる。病床の事前協議の中に組み込み、病床配分するかどうか、一緒に議論するべきではないか。
- 事前協議では、産科の病床整備が認められない場合もあるのに、診療所であれば認められるのは、地域の医療需要という点で整合がとれない。
- 分娩予定件数からみると、今回申請の病床数は多い。最大に重なったときに対応できるようにということかもしれないが、既存病床数にカウントされるなら、事前に状況を判断できるようなプロセスがあったほうがよい。
- 横浜の分娩数はピークから 2 割減っており、地域でどういう分娩の管理体制、周産期体制をとっていけるかというビジョンを、行政も確認していく必要がある。
- 県要領上、許可を要しない診療所として「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」、「分娩を取り扱う診療所」が示されているが、これを全ての地域で適用するべきかどうかについても、今後、各地域で議論が必要。

3 横浜市からの意見について

横浜市の審査にあたり横浜市保健医療協議会で意見聴取をしたところ、取扱要領について以下の意見が寄せられた。

- 横浜市では、地域医療構想の実現のために、回復期・慢性期を担う病床を最優先で整備する必要があるが、許可を要しない診療所の病床も既存病床数に計上されてしまうことから、計画的な病床整備に支障をきたす恐れがある。

そこで、許可を要しない診療所についても、病床整備事前協議の中で合わせて審査してもよいのではないかと。

当面の新たな協議の申出の取扱いについて検討を要する。

4 国への確認事項

- 地域の意見を踏まえ、基準病床数が既存病床数を上回り、病床の事前協議を行う二次医療圏において、許可を要しない診療所の届出を受けず、病床の事前協議の中で一体的に審査する対応をとることも、医療審議会等の意見を聴いたうえで、知事が必要と認めるのであれば、可能。

5 当面の対応について（案）

- 地域における意見を踏まえ、横浜二次保健医療圏においては、平成 31 年度、県要領の取扱いの見直しについて県、横浜市、関係団体等で引き続き検討のうえで案をまとめ、県医療審議会（平成 31 年 10 月以降）等で意見を聴くこととする。
なお、方針決定までの間、横浜二次保健医療圏における県要領に基づく診療所からの新たな協議の受付については、一時停止する方向で対応したい。
- また、横浜以外の二次保健医療圏における、病床の事前協議を行う場合の県要領の取扱いについては、今後、該当する地域の意見を踏まえて決定する。